

令和 2 年 第 3 回 定 例 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 令和 2 年 9 月 1 日（火） 午前 9 時 0 0 分から
午前 9 時 3 0 分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、山田高資、上田邦雄
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征
4. 会議次第

○ 関 委 員 長

ただいまから令和 2 年第 3 回定例委員会を開会する。

本日の議案は 10 件と報告事項となっている。議案第 25 号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」から議案第 27 号「直接請求に必要な有権者数について」の 3 議案は、関連するので一括議題とする。

事務局より説明を求める。

○ 事 務 局

議案第 25 号 選挙人名簿登録者数（定時登録）について

（説明） 国立市の令和 2 年 9 月 1 日定時登録基準日における選挙人名簿登録者数は男性 31,049 名、女性 33,398 名、合計 64,447 名となっています。

前回、6 月 1 日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性 31,070 名、女性 33,271 名、合計 64,341 名であり、男性 21 名の減、女性 127 名の増、合計 106 名の増となっています。

今回の定時登録者数は 1,686 名、定時登録者数の内、新有権者（平成 14 年 6 月 3 日から平成 14 年 9 月 2 日生）の登録者数は男性 86 名、女性 92 名、合計 178 名となっています。

投票区別の選挙人名簿登録者数は別紙のとおりです。

議案第 26 号 選挙人名簿の抹消について

（説明） 公職選挙法第 28 条の規定による抹消者は別紙のとおり 1,408 名となっています。

議案第 27 号 直接請求に必要な有権者数について

（説明） 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 1,289 名、市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 4 条

の 2 第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は 1 0 , 7 4 2 名、地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 2 1 , 4 8 3 名となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **上田委員**

別紙の有権者規模別投票区数とは何か。

○ **事務局**

毎年 9 月の定時登録の際に東京都選挙管理委員会に報告しているものです。昨年と比較して選挙人名簿登録者数が 8 , 0 0 1 名から 9 , 0 0 0 名の投票区が 1 箇所減となり、7 , 0 0 1 名から 8 , 0 0 0 名の投票区が 1 箇所増えています。

○ **関委員長**

議案第 2 5 号、2 6 号、2 7 号を原案のとおり可決する。

次に、議案第 2 8 号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第 3 0 号「在外選挙人名簿について」の 3 議案は関連するため一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第 2 8 号 在外選挙人名簿の登録について

(説明) 前回(令和 2 年 6 月 1 日)以降当市に 1 名在外選挙人名簿登録申請者があり、本日付で登録すると共に本籍地及び在外公館宛に登録した旨の通知をします。

議案第 2 9 号 在外選挙人名簿の抹消について

(説明) 前回の委員会以降、公職選挙法第 3 0 条の 1 1 の規程による抹消者は、別紙のとおり、男性 5 名、女性 5 名で計 1 0 名であり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知をします。

議案第 3 0 号 在外選挙人名簿について

(説明) 前回の登録者数は147名で、男性67名、女性80名です。今回の登録者数は女性1名となり、前回以降の抹消者は男性5名、女性5名、計10名です。令和2年9月1日現在の在外選挙人名簿登録者は138名で、内訳は男62名、女76名で、最終住所地による名簿登録者数は106名、本籍地による名簿登録者数は32名となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **上田委員**

在外選挙人名簿の抹消についての告示については、男女の内訳を掲載した方が良いのではないか。

○ **事務局**

個人情報等の理由から代表者のみ掲載していた。今後は男女の内訳については掲載するようにする。

○ **関委員長**

他に何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第28号、29号、30号を原案のとおり可決する。

次に、議案第31号「国立市検察審査員候補者予定者名簿について」と議案第32号「国立市裁判員候補者予定者名簿について」は関連いたしますので、一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第31号 国立市検察審査員候補者予定者名簿について

(説明) 本議案は、「検察審査会法」(昭和23年法律第147号)第10条の検察審査員候補者の選定の規定に基づくもので、別紙のとおり、立川検察審査会から候補者の割当てについて、別紙写しのとおり通知がありました。今回の割当人員は、第1群から第4群まで各2名の計8名でした。

検察審査員候補者予定者の選出に当たっては、裁判員候補者予定者名簿と同様に国立市電子計算組織の運営に関する規

則（昭和61年規則第27号）第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの検察審査員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。

ご確認いただき、予定者8名の名簿を検察審査会に送付します。

○ **事務局**

議案第32号 国立市裁判員候補者予定者名簿について

（説明） 本議案は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号）第21条の裁判員候補者予定者名簿の調製の規定に基づくもので、別紙のとおり、東京地方裁判所立川支部から裁判員候補者の割当人員について、通知がありました。今回の割当人員は86名でした。

裁判員候補者予定者名簿の調製に当たっては、国立市電子計算組織の運営に関する規則（昭和61年規則第27号）第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの裁判員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。

ご確認いただき、予定者86名の名簿を東京地方裁判所に送付します。

以上で、議案第31号及び議案第32号の説明を終わります。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

（質疑等なし）

○ **関委員長**

それでは、検察審査員候補者予定者名簿のご確認をしていただきたいと思います。

○ **各委員**

（選出した名簿を確認）

○ **関委員長**

続いて、裁判員候補者予定者名簿のご確認をしていただきたいと思います。

○ **各委員**

(選出した名簿を確認)

○ **関委員長**

説明及び名簿の確認が終わりました。何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第31号、32号を原案のとおり可決する。

続いて、議案第33号「国立市選挙公報発行規程の一部を改正する規程(案)について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第33号 国立市選挙公報発行規程の一部を改正する規程(案)について

(説明) 令和元年6月1日施行の公職選挙法の改正に伴い国政選挙の選挙公報の原稿について電子データでの提出も可能となったことに伴い選挙公報発行規程の一部改正するものでございます。

また、改正に合わせ、氏名欄等の記載内容の明確化及び様式の整理を行いましたので併せて本日提案させていただいたものです。

説明は以上でございます。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **小田職務代理**

電子データでの選挙公報原稿の提出が可能となったとのことだが他に変更となったところはあるか。

○ **事務局長**

電子データでの選挙公報原稿の提出を可能とすることとあわせて、氏名欄についての明確な規定がなかったので改正を行い、氏名、所属党派、年齢のみの記載とすることとした。

他にも電子データでの提出を可能とすることに伴い、申請用紙の様式の訂正も行った。

○ **上田委員**

電子データでの提出になることによって手続きが複雑になったりするののか。

○ **事務局**

電子データで提出する場合、電子データと印刷した見本を提出することとなる。電子データで提出の場合、業者に引き渡したのちそのまま印刷することができるので、時間の短縮となると思われる。

○ **小田職務代理**

公報に誤植がある場合であっても、そのまま掲載するののか。

○ **事務局**

公示日当日については、立候補受付締切までは、訂正の届出が可能である。事前審査等を行っているので、その中で誤植を発見した場合は候補者に問い合わせを行う。原則、立候補者から提出されたものをそのまま掲載することとなっているので、事務局によって訂正することはできない。

○ **関委員長**

他に何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第33号を原案のとおり可決する。

続いて、議案第34号「国立市長選挙執行計画（案）について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第34号 国立市長選挙執行計画（案）について

(説明) 本議案につきましては、本年12月24日任期満了を迎える国立市長選挙の投票日につきましては、本年3月1日の定例委員会にて投票日は12月13日、告示日は12月6日決定していただき、本日、同選挙の執行計画案を提案するものです。

それでは、お手元に配布いたしました令和2年12月13日執行 国立市長選挙執行計画（案）に沿ってご説明いたします。

1. 選挙の期日等について、告示日は令和2年12月6日日曜日、選挙期日となる投票日は同年12月13日日曜日です。
2. 選挙すべき数について、国立市長1名です。
3. 選挙人名簿の登録等について、基準日・登録日は告示日前日の12月5日土曜日、閲覧期間は12月6日日曜日の1日間、閲覧場所は選挙管理委員会事務室です。なお、今回登録される者の年齢、住所要件は記載のとおりです。
資料に付けてありますように選挙人名簿の登録日を告示いたします。
4. 選挙人名簿の抹消について、基準日の12月5日(土)と投票日の12月13日(日)の2回行います。
5. 選挙長及び同職務代理者について、選挙長は委員長、同職務代理者は委員長職務代理者を選任し、執行していただくことよろしいでしょうか。
(各委員から異議なし)
6. 選挙長の事務を行う場所について、12月6日の立候補届け出日の午前中は、市役所3階の会議室、同日午後から12月13日までは選挙管理委員会事務室になります。
7. 立候補説明会及び書類事前審査について、立候補予定者説明会は、10月9日金曜日午後2時から市役所2階委員会室で行います。届出書類事前審査は、11月25日水曜日と26日木曜日の2日間で午前9時から午後4時まで、場所は市役所北庁舎選挙管理委員会事務局室で行います。
8. 立候補届出の受付について、12月6日日曜日午前8時30分から午後5時までで、午前中は国立市役所3階会議室で行いますが、午後は選挙管理委員会事務局室で行います。
届出順番号の決定ですが、午前8時30分までの受付場所に到着した候補者が2人以上いる場合は、くじにより届出順位を決定することになります。その後は受付順となります。
9. 政党その他の政治団体からの届出、申請等の受付場所は12月6日の午前は、国立市役所3階会議室で行いますが、午後からと次の日からは選挙管理委員会事務局室で行います。
10. 選挙公報の発行について、公職選挙法第172条の2及び選挙公報の発行に関する条例に定めるところにより発行することになります。掲載申請日時は、12月6日日曜日午前8時30分から午後5時までとなり、掲載順序決定くじを行う委員会は、午後5時30分から、場所は選挙管理委員会事務局室で行います。

また、配布につきましては、シルバー人材センターに配布委託し、全戸配布する予定です。

11. 投票記載所の氏名等掲示順序くじについて、12月6日日曜日午後6時から場所は選挙管理委員会事務局室で委員会を開催し行います。
12. 投票所及び投票時間について、別紙1国立市長選挙投・開票所一覧表のとおり、市内12か所、投票時間は午前7時から午後8時までとなります。
13. 投票用紙の様式について、色は白色、大きさは縦128mm・横80mmで点字用紙は、縦140mmで横80mmとなり、片面印刷、文字の色は黒色、委員会の印は朱色で刷り込み式を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
(各委員から異議なし)
14. 期日前投票所の場所及び日時について、国立市役所は、12月7日月曜日から12日土曜日の午前8時30分から午後8時まで南市民プラザ・北市民プラザは、12月9日水曜日・10日木曜日駅前プラザ・南区公会堂は、12月11日金曜日・12日土曜日いずれも開設時間は午前9時30分から午後8時までとなります。
15. 不在者投票の場所及び日時について、選挙管理委員会事務局室で12月7日月曜日から12月12日土曜日までで午前8時30分から午後8時まで、投票用紙の告示前交付は、国立市選挙執行規程第21条により告示日の前日の12月5日(土)からとなります。
16. 表示物等の色について、表示物の種類等は記載のとおりで、色は、市長、確認団体とも白色、文字の色は、市長、確認団体とも黒色となりますがよろしいでしょうか。
(各委員から異議なし)
17. 政治活動用ポスターの証紙について、規格については「国立市選挙執行規程」に定める規格で色につきましては、11月の臨時委員会に提案をいたしますのでよろしいでしょうか
(各委員から異議なし)
18. 選挙運動費用支出制限額の決定ですが、12月5日(土)の委員会に提案いたしますので、よろしくお願いいたします。
19. 選挙会の場所及び日時について、12月13日(日)午後9時から、くにたち市民総合体育館で、開票事務は選挙会場において選挙会の事務と合わせて行います。
20. 選挙立会人のくじを行う場所及び日時について、届出人数によっては12月10日(木)午後6時に委員会を開催させ

ていただくこととなります。

なお、選挙立会人説明会は、12月11日（金）午後7時から予定しています。

21. 投票管理者及び同職務代理者の選任、22. 投票立会人の選任、23. 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任、及び期日前投票立会人の選任について、12月1日もしくは5日開催の委員会に提案したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。24. 公営ポスター掲示場の数及び設置場所ですが、92か所で、これまでの選挙と同様で予定しています。場所については11月13日開催の委員会に提案したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

25. 選挙時啓発について、記載のとおり（1）と（2）を予定しております。

26. 当選証書の付与等の日時及び場所について、12月13日に開催する選挙会及び選挙管理委員会終了後に、当選人の告示と当選人への告知を行い、翌日の12月14日（月）午後2時から、国立市役所2階議会委員会室で当選証書の付与式を行います。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

（質疑等なし）

○ **関委員長**

議案第34号を原案のとおり可決する。

事務局から報告事項はありますか。

○ **事務局**

（報告）

- ・ 今後の日程について

今後の予定ですが、日程表をご覧ください。

10月9日に立候補予定者説明会を開催いたしますのでご出席の方よろしく願いいたします。

先日ご相談申し上げたとおり11月13日に臨時会を開催し、ポスター掲示場等についてご提案したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

表以外の予定につきましては、決定次第随時ご連絡いたします。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **小田委員**

選挙人に投票入場整理券が届かない場合の対応はどうか。

○ **事務局**

従前から過去の記録などを確認し不達にならないようにしておりますので、今後も同様に行っていきます。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和2年第3回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和2年12月14日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委員 上 田 邦 雄

委員 山 田 高 資